

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の一部を改正する告示案新旧対照条文

○放送受信者等の個人情報保護に関する指針（平成十六年総務省告示第二百五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（委託先の監督）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると思われる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨、再委託を行うに当たって、受信者情報取扱事業者への文書による事前報告を行う又は受信者情報取扱事業者の承認を求める旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）</p> <p>四 契約終了時の個人データの取扱いに関する事項</p> <p>五 契約の内容を遵守しなかった場合の措置に関する事項</p>	<p>（委託先の監督）</p> <p>第十七条（同上）</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。</p> <p>一、二（同上）</p> <p>三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると思われる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）</p>
--	--